

西九州大学、西九州大学短期大学部と一般社団法人ユニバーサル人材開発研究所
との包括的連携・協力に関する協定書

西九州大学、西九州大学短期大学部と一般社団法人ユニバーサル人材開発研究所（以下「両者」という。）は、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、両者が Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標（「SDGs」）の理念である「誰一人取り残さない」を教育の分野で実現するために、発達障害やメンタル不調であきらめなければならぬ高校生の進学、大学生の就労を実現させ、社会的に脆弱な立場にいる佐賀の高校生・大学生並びにその保護者の希望と夢と未来を創出する。

（連携・協力）

第2条 両者は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について相互に連携、協力して取り組むものとする。

(1) 発達障害やメンタル不調がある高校生の進学・就労支援事業

(2) さが発達支援ネットワーク（仮称）の共同運営事業

(3) 前各号に掲げるものの他、両者協議のうえ前条の目的達成に必要と認められる事業

2 前項各号に定める事業の実施時期、実施方法等については、両者協議の上、別途定めるものとする。

（守秘義務）

第3条 両者は、前条第1項各号に規定する取組の検討及び実施により知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示・漏えいしてはならない。

2 両者は、この協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の義務を負うものとする。

3 両者は、この協定の連携・協力事業を履行するにあたり関係者に関する個人情報を取得した場合は、関係法令に従い適切にこれを取り扱うものとする。

（有効期間）

第4条 この協定は、締結の日から効力を発するものとし、一方または双方から相手方へ連携・協力の終了を申し入れない限り、その効力は継続するものとする。

（その他）

第5条 この協定の具体的な事業の実施及び本協定に定めのない事業については、両者の協議によるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し両者が署名の上、各1通を保有する。

令和6年7月30日

佐賀県神崎市神崎町尾崎4490-9
西九州大学

学長 福元裕二

佐賀県佐賀市栄町2-8 さかえヤマトビル503号室
一般社団法人ユニバーサル人材開発研究所

代表理事 大野博之

佐賀県佐賀市神園三丁目18-15
西九州大学短期大学部

学長 福元裕二